

議案第37号

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2026年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、学校教育法の改正を踏まえた東京都立学校の管理運営に関する規則等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の管理運営に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

学校教育法の改正を踏まえた東京都立学校の管理運営に関する規則等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 新たに主務教諭の職に関する規定を加えます。(第7条の5関係)

(2) 町田市立中学校の学校給食費に関する規定を削ります。(第13条の4関係)

3 施行期日

2026年4月1日から施行します。

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(主任教諭等)</p> <p>第7条の5 学校に<u>主務教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>4 <u>学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p>6 <u>学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u></p>	<p>(主任教諭等)</p> <p>第7条の5 学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭</u>を置くことができる。</p> <p>3 <u>学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭</u>を置くことができる。</p>
<p>(学校徴収金に関する事務処理)</p> <p>第13条の4 校長は、学校職員及び保護者で構成する団体若しくは卒業生で構成する団体（以下これらを「学校関係団体」という。）又は保護者からの委任に基づき、次に掲げる経費等（以下「学校徴収金」という。）の収</p>	<p>(学校徴収金に関する事務処理)</p> <p>第13条の4 校長は、学校職員及び保護者で構成する団体若しくは卒業生で構成する団体（以下これらを「学校関係団体」という。）又は保護者からの委任に基づき、次に掲げる経費等（以下「学校徴収金」という。）の収</p>

納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が特に指定する経費

2 略

納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 略

(2) 町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号）第2条第4号の学校給食費

(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が特に指定する経費

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。